

【特定事業者セミナー Q&A】

カテゴリー	質問	回答
事務手続き	セミナー当日の説明資料を頂きたいです	セミナーで使用した資料は、府市の特定事業者のHPで公開しております。 (市HP) https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000296145.html (府HP) https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/enterprise/setsumeikai_review2.html
事務手続き	今回も、京都市、京都府それぞれ計画書／報告書を提出するのでしょうか。	従来通り、以下の運用に準じて提出いただけますようお願いいたします。 ・京都市内に原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上等の対象要件に該当する事業所を持つ場合は、市に提出。 ・京都市を除く京都府内に原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上等の対象要件に該当する事業所を持つ場合は、府に提出。
全般	原油換算1,500kL以上で特定事業者となるが、再エネ化が進むと、特定事業者から外れると考えてよいか？	原油換算エネルギー使用量の算定は省エネ法に準拠しており、改正省エネ法（令和5年4月1日施行）では、エネルギーの定義が見直され、非化石エネルギーも報告対象となります。 よって、例えば、太陽光発電設備の導入により自家消費した電気についても、エネルギー使用量としてカウントすることになり、エネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kL以上となる場合は、引き続き特定事業者となります。
全般	未達成の場合、罰則等はあるか	当該報告書制度は、表彰はあっても罰則はありません。 ただし、これまでと同様に、今後も各事業者の計画書及び報告書の内容についてはホームページ上で公表しますので、積極的な温室効果ガス削減の取組をお願いいたします。
全般	自社の「部門」を確認するにはどうしたらよいか。	以下の運用に準じて確認いただけますようお願いいたします。 産業：日本標準産業分類の大分類がAからEまでに該当する者 (農業、林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業・建設業・製造業) 運輸：道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を業とする者 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の規定による鉄道事業の許可を受けた者 (市内もしくは府内に路線があるものに限る。) 業務：それ以外
全般	原単位指標の変更を考えております。資料の提出等がりますか？	変更内容等を確認のうえ、根拠資料提出の要否を判断いたしますので、原単位指標を変更される場合には、計画書提出時に個別に御相談ください。
様式	第五計画期間から変更のある様式はどれか	記載内容に大きな変更があったのは、「計画書」、「内訳書」、「重点対策率算出シート」の3つとなります。 なお、いずれの様式についても、具体的な「記入例」を作成し、追ってホームページで公開いたします。
様式	第五計画期間の記入様式(計画書フォーム)はいつ頃いただけますか	計画書等の様式、指針等は、令和5年4月頃に府市のホームページで公開する予定です。
様式	計画書の変更内容については説明されたが、報告書の変更内容についても改めて説明されるのか。	御理解のとおりです。令和5年度にセミナー等で詳しい内容について御説明いたします。

カテゴリー	質問	回答
削減目標	目標削減率を厳しくしたのは何故か。	2030年40%以上の削減は、市民、中小事業者、特定事業者の皆様など、あらゆる主体がこれまで以上に削減に取り組んでいただく必要があるものであり、特定事業者の皆様には率先した取組をお願いしたく、部門別の目標削減率を設定いたしました。
削減目標	目標削減率について、業務部門では6%になったが、3年間だと18%削減するということか。	目標削減率は「計画期間の3年間の平均の削減率」となりますので、毎年6%ずつ削減いただくという目標ではありません。
削減目標	評価対象となる基準値が「前3年間の平均値」とのことであるが、R2～R4はコロナの影響で大幅減となっており、現行の計算方法だと、基準値がかなり厳しい目標となってしまう。 経済活動が戻りつつある今、さらに削減率を引き上げるのか。目標が厳しすぎるのではないか。	前計画期間において、目標を大幅に上回って達成した場合、目標を超過した削減量については、次の計画期間に持ち越せるというルール（超過削減制度）があります。 超過削減量や基準値の算定方法など、ケースバイケースで対応させていただく必要があるかと思われますので、計画策定時に個別に御相談いただければと考えております。
排出係数	調整後排出係数として、どの数字を使用するのか。	環境省が公表している係数を使用することとなります。なお、契約先の電力会社から個別に調整後排出係数を提示されている場合は、算定根拠等を確認する必要があるため、個別に御相談願います。
排出係数	排出係数は、計画期間中固定されるのか。	第五計画期間以降、排出係数の固定はなくなります。 毎年、環境省の公表する最新の係数（調整後排出係数）を使用いただくこととなります。
排出係数	電力の契約メニューが分からない場合はどうしたらよいのか	契約時に電力会社と取り決めを交わしておられると思いますので、各事業者の経理担当者などに確認いただきますようお願いいたします。
排出係数	例年、契約している電力会社やプランに基づいて排出係数を変更できるとのことだが、それは年度の途中の場合はどうしたら良いか。	年度途中で変わった場合は、それぞれの電力契約ごとの使用量実績を記入いただければ結構です。

カテゴリー	質問	回答
排出係数	基準年度排出量を算定する際の排出係数は、「調整後排出係数（残差）」とありましたが、これは当該年のマーケット基準値とは異なるものなのでしょうか。	マーケット基準値（契約している電力会社の契約メニューの排出係数）は、必ずしもここで言う「～(残差)」とは一致しません。 なお、基準年度排出量を算定する際に「～(残差)」を使用する理由としては、「再エネ電気メニュー」等を契約された事業者の「次期計画期間の基準年度排出量」が不必要に厳しくなってしまうことを防止するためとなります。
排出係数	電力の排出係数は電力会社の取り組み次第で変わる。事業者の努力では削減は難しいと考えるが、どうお考えか。	排出係数が低い電力会社や電力プランを選択いただくことで、削減を進める事業者もおられることから、こうした取組を評価できるように制度を変更したものです。 また、排出係数の低い電力会社や電力プランを選択することも、事業者における温室効果ガス排出削減取組の一つとなりますので、積極的に排出係数の低い電力を選択いただきますようお願いいたします。
排出係数	電力は排出係数をゼロにすることができますが、ガスを使用する場合、削減が困難ではないか。	「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を実現するためには、CO ₂ クレジット等を購入することで相殺するなどの取組が考えられます。 脱炭素社会の実現を目指す高い目標の達成に向けて、積極的な温室効果ガス排出削減の取組をお願いいたします。
排出係数	契約している電気会社等がブルダウンの選択肢の中にはない場合はどうしたらよいのか	排出係数を直接入力できる欄を用意していますので、適宜、対応する数字を記入ください。なお、直接入力された排出係数について確認できる根拠資料も併せて提出いただきますようお願いいたします。
排出係数	再生可能エネルギーを利用した電力を他社に供給する場合、排出係数は何を使用するのか。	環境省が毎年公表している「全国平均係数」を使用することとなります。
非化石証書	非化石証書はCO ₂ 排出削減取組としてみなすのか。	「温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収分の購入によるもの」として、第五計画期間以降は、排出削減の取組に算入可能です。（ただし、証書には有効期限がありますのでご留意ください）
非化石証書	非化石証書が第五計画期間から使えるようになることだが、今買っても次の報告書では使えないのか。第四計画期間のうちは使えないのか。	非化石証書は第四計画期間では評価できません。第五計画期間から評価が可能となります。 なお、第四計画期間中に購入したものであっても、第五計画期間中に償却いただく場合であれば、評価への算入は可能です。
重点対策項目	新しい重点対策項目に関して、実施済とするために必要な根拠資料はいつ示してもらえるのか。	より詳細の内容については、これまで同様、後日ガイドラインを作成しホームページ上で公開いたします。取組ごとに判断が難しい場合は、適宜、御相談ください。
重点対策項目	重点対策項目がずいぶんと少なくなったのは、報告書を提出する立場からは大変ありがたい。新たな重点対策の8項目については、業種によって取り組み難いものもあるが、取り組み難い項目については、既存の重点対策のように実施状況を「非該当」として良いか。	業種業態に関わらず、全ての事業者に対して先進的に取り組んでいただきたい取組として設定しているため、これまでのように「非該当」を選択いただくことはできなくなっています。
重点対策項目	Scope3は特定のカテゴリーだけの把握・削減計画でも評価いただけるという事でしょうか。 また、Scope3の算出は会社単位でも評価いただけるのでしょうか。	「重点対策1 サプライチェーン排出量算定の実施」について言えば、Scope3の排出量算定において、特定のカテゴリーを対象としたものでも「実施済」として評価いたします。（排出割合の多いScope3のカテゴリーを対象とすることが望ましい） なお、会社単位でのScope3の算出については、個別の事例によって評価できるかどうかを確認させていただきたいので、計画書提出時に一度確認いただきますようお願いいたします。

カテゴリー	質問	回答
重点対策 項目	重点対策項目のうち、RE100など会社単位として取り組むものと、ZEBのように事業所単位で取り組むものがあるかと思う。府域や市域に限らず取り組みさえすれば実施済みとしても良いか。	重点対策の項目ごとに会社単位、事業所単位と対象が異なります。基本的には京都府域、京都市域の事業所で実施していただきたいと考えています。 重点対策の詳細な内容については、後日ガイドラインを作成しホームページ上で公開します。取組ごとに判断が難しい場合は、適宜、御相談ください。
重点対策 項目	廃棄物は、「サプライヤーとの連携」が必須要件でしょうか、自社のみの取組は評価いただけない、ということで正しいでしょうか	「重点対策4 廃棄物の減量化・リサイクルの推進」において、サプライヤーと連携した取組を評価するものとなりますので、自社の範囲内の取組は「実施済」として評価することはできません。
重点対策 項目	新築の建物に条例に基づいた太陽光発電設備を設置しているだけでも、重要対策項目を満たしていることになるのか。	「重点対策5 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入」において、太陽光発電設備を設置されているだけでは「実施済」と評価することはできません。 太陽光発電設備に加え、太陽光発電設備で発電した電気を効率的に利用するための設備である「蓄電池」又は「エネルギー管理システム」を導入されている場合に「実施済」として評価します。
重点対策 項目	自家消費型再エネについて「コーポレートPPA（CPPA）」は含まれますか、それとも評価の対象外でしょうか。	「重点対策5 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入」において、オンサイトPPAは本対策の自家消費型再エネの対象としますが、オフサイトPPAは対象となりません。
フロン、 再エネ	冷媒用代替フロン使用状況等報告書、再エネ導入等状況報告書は、京都市にも提出するのか。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出する必要があります。京都市には提出不要です。 (参考) https://www.pref.kyoto.jp/energy/jorei.html
フロン、 再エネ	京都市内のみに事業所等がある場合、冷媒用代替フロン使用状況等報告書、再エネ導入等状況報告書は提出不要か。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出する必要があります。京都市には提出不要です。 (参考) https://www.pref.kyoto.jp/energy/jorei.html